寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表（第一条関係）	
所在地	官署
岩手県	
［略］	［略］
宮古市佐原三の二一の四	東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所
宮古市千徳第一四地割二九の五	東北地方整備局三陸国道事務所宮古西維持出張所
［略］	［略］
［略］	［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

改正前	
別表（第一条関係）	
所在地	官署
岩手県	
［同上］	［同上］
宮古市藤の川四の一	東北地方整備局三陸国道事務所宮古西維持出張所
宮古市佐原三の二一の四	東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成三十一年一月二十一日から適用する。

省　令

○厚生労働省令第十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十四条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十四日

厚生労働大臣　根本　匠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定届出機関の指定の基準）	（指定届出機関の指定の基準）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（以下「疑似症」という。）は、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものとし、同項に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、集中治療その他これに準ずるものを提供することができる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。	2　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる疑似症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「疑似症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該疑似症指定区分の疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

一	摂氏三十八度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
二	発熱及び発しん又は水疱	診療科名中に内科、小児科又は皮膚科を含む病院又は診療所